

## ガスシステム改革の目的と論点（案）

### 1. ガスシステム改革の目的

これまでのガス事業法の見直しにより、ガス導管網の整備、新たな事業者のガス事業への参加、さらにガス料金の低減と抑制には一定の効果があつたと考えられる。その上で、ガス体エネルギー、とりわけ天然ガスの魅力が活かされる形で利用が拡大するように、ガスが低廉かつ安定的に供給され、消費者に多様な選択肢が提示されるガスシステム改革とするためには、以下の点を目的に据え、あるいは留意点とすべきではないか。

#### （1）新たなサービスやビジネスの創出

ニーズを的確に捉える新たなサービスやビジネスを創出するためには、従来にない新しい発想がガス事業に提案されるようなシステム改革とすべきではないか。また、電力システム改革による電力小売の全面自由化が予定されているところ、これと相まってエネルギー間の相互参入を可能とし、さらには、エネルギー以外の事業との連携も生まれるような環境を整備すべきではないか。

#### （2）競争の活性化による料金抑制

大口供給の実績に見られるように、競争の活性化を通じ、需要家の選択肢拡大と低廉な料金を実現することはガス事業においても可能である。その効果をさらに拡大するため、ガス事業者が独創的な経営戦略に挑み、成果が料金抑制の形で利用者に還元されるようなシステム改革とすべきではないか。

#### （3）ガス供給インフラの整備

ガス供給に必要なインフラ、とりわけ LNG 受入基地や導管などの設備がなければ需要に応じてガスを速やかに届けることができない。ガス事業においてインフラ整備が積極的に取り組まれるよう、設備投資が着実に回収できるシステムとなるよう留意すべきではないか。

#### （4）消費者利益の保護と安全確保

システム改革により、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する消費者の利益が損なわれないよう留意すべきではないか。また、ガス事業者による長年の努力により構築された保安や災害対応の体制が損なわれず、十分に活かされるようなシステム改革とすべきではないか。

## 2. 検討の論点

1. の目的を実現するため、具体的には以下の論点について審議すべきではないか。審議に当たっては、一般ガス事業だけで 200 を超え、簡易ガス事業も含めると 1,600 を超えるガス事業者を一律に扱うのではなく、ガスの調達・供給設備による分類（下表参照）や地域によるガス事業の特徴を踏まえるべきではないか。

	調達・供給設備の状況	事業者	販売比率（注）
①	多数の LNG 基地と大規模導管網	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス	70%
②	LNG 基地 1、2カ所 一定規模の導管網	北海道ガス、仙台市ガス、静岡ガス、 広島ガス、西部ガス、日本ガス	9%
③	導管による卸で調達	119 事業者（うち公営 22）	19%
④	タンクローリー・鉄道貨車による調達	81 事業者（うち公営 5）	2%
⑤	簡易ガス	1,452 事業者	—（注）

（注）販売比率は、都市ガスのみで算出。

### （1）小売の自由化範囲の拡大

- ① 小売市場における新たなサービス等の提供や、低廉な小売価格の実現を図る上で、小売自由化の範囲拡大をどう考えるか。
- ② エネルギーサービスの相互参入を可能とし、活力あるガス市場を創出する上で、どのような課題があるか。
- ③ 小売の自由化を拡大する際、利用者の利益を保護し、安全を確保するために、どのような措置を講じるべきか。

### （2）供給インフラのアクセス向上と整備促進

- ① 現行の託送サービスが一定の成果を上げていることを踏まえた上で、導管の利用しやすさを向上させるためにはどのような措置が必要か。
- ② LNG に依存する我が国の特徴も踏まえ、LNG 基地の新設や増設はどうあるべきか。また、電気事業者や石油元売事業者の基地も含めて、既存基地の第三者利用を進めていくためにはどのような措置が必要か。
- ③ ガス供給インフラの整備を引き続き促進するためにはどのような措置が適切か。また、災害時のバックアップ体制を確保するためにはどのような措置が必要か。

### （3）簡易ガス事業制度のあり方

簡易ガス事業制度は創設から 40 年を超えるが、この間の経済社会環境の変化やガス事業の状況変化を踏まえ、簡易ガス事業制度はどうあるべきか。